

いじめ防止啓発リーフレットについて

心の支援課

1 目的

「長野県いじめ防止対策推進条例」（平成 27 年長野県条例第 24 号）が制定されたことを児童生徒に周知するとともに、いじめ防止等の学習のためにリーフレットを作成しました。

「長野県いじめ防止対策推進条例」

(第 14 条 第 2 項)

県は、いじめの防止等に関する児童生徒の理解を深めるため、児童生徒向けの資料の作成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(第 12 条)

県は、児童生徒、保護者がいじめについて安心して相談をすることができるよう相談体制の充実を図るものとする。

2 リーフレットの構成

① 条例の紹介

- ・「長野県いじめ防止対策推進条例」の概要を掲載（一部抜粋）しました。
- ・発達段階に合わせて文章表現を工夫しました。

② 考えたり確かめたりする資料

- ・改めて、いじめについて考える資料を差し込みました。
- ・困ったときに一人で悩まず誰かに相談できるように、記入して確認する欄を設けました。（小学校用）
- ・ネットいじめを例にした資料を差し込みました。（中高用）

③ 相談窓口の紹介

- ・本年度、心の支援課に新規設置した「学校生活相談センター」を紹介しています。

3 活用方法

- 学校や児童生徒の状況に応じて、人権教育や道徳教育、学級活動等を利用して活用いただく。
- 学習後は、家庭へ持ち帰り、保護者にも理解していただけるように配慮する。

4 配布範囲及び部数等

- 県内の国公立すべての小学校・中学校・高等学校・特別支援学校に配布
- 各学校児童生徒数+学級数（教師用）+10部（予備）

○小学校低学年用	65,000 部
○小学校高学年用	66,000 部
○中学校・高等学校用	136,000 部

5 その他

- ・6月初旬発送し、前期人権教育月間等に活用するなど、学校や児童生徒の状況に応じた利用を想定している。

ながのけん

長野県は **いじめ** をなくすために、「**じょうれい** (きまり)」を作りました。

ながのけん
長野県は、みんなできょう力して **いじめ** をなくしていくために、
「**じょうれい** (きまり)」を作りました。
どんな「**じょうれい** (きまり)」なのか、**がくしゅう** 学習しましょう。

目てき (1じょう)

- ・いじめがあると、わたしたちは **しあわ** 幸せになれません。
- ・いじめをなくすために、「**じょうれい** (きまり)」を作りました。

いじめとは? (2じょう)

- ・いじめとは、**とも** 友だちの **こころ** 心 や **からだ** 体をきずつけることです。
- ・いじめは、**たいせつ** 大切な **いのち** 命 をうばってしまうこともあります。

目指す「すがた」 (3じょう)

- ・みんなが **あんしん** 安心して、**べんきょう** 勉強 や **うんどう** 運動 に取り組めるようにします。
- ・いじめを見つけたら、それを止められる子どもを育てます。

いじめの「きん止」 (4じょう)

- ・どんな理由があっても、**いじめ** をしてはいけません。

先生がすること (7じょう)

- ・先生たちがきょう力して、**がっこう** 学校からいじめをなくします。
- ・いじめがあつたら、いじめをやめさせ、いじめられている子どもを **まも** 守ります。

おうちの人がすること (8じょう)

- ・自分を大切に思う **きもち** 気持ち や、人を思いやる **こころ** 心を教えます。
- ・子どもがいじめられたときは、子どもを **まも** いじめから守ります。

安心して相談できるようにします (12じょう)

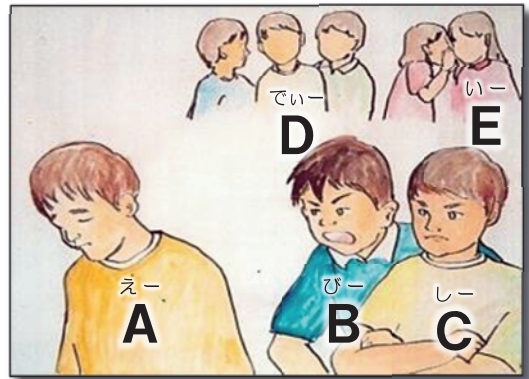
- ・いじめられたときやこまったとき、安心して **そうだん** 相談 できるようにします。

みんなできょう力して **いじめ** をなくしましょう！



いじめ かんが について考えてみましょう！

えー Aさんは、びーさんとCさんから「悪口」
を言われています。Aさんは、どんな気持ち
だおち と思いますか。また、Aさんのために、
あなたは なにが えー できると おち 思いますか。



- えー Aさんは、どんな きも 気持ちだ おち と思いますか。
- えー Aさんのために、あなたは おち なにが えー できると おち 思いますか。
- とも かんが 友だちの き 考えも聞いてみましょう。

「いじめにあったとき」や「いじめを見つけたとき」は、
ひとりで み なやまないで、まわりに そうだん 相談 か しましょう。

◇こまったときに「相談できそうな人」の名前を書いてみましょう！

<small>とも</small> 友だち	<small>か</small> 家ぞく
<small>がっこう</small> <small>せんせい</small> 学校の先生	<small>ひと</small> そのほかの人



長野県PRキャラクター
「アルクマ」
©長野県アルクマ

がっこう せい かつ そうだん せん た ー そうだん でん わ
学校生活相談センター（相談電話）

でん わ ばん ごう
電話番号 0570-0-78310

め ー る あ ど れ す
メールアドレス gakko-sodan@pref.nagano.lg.jp

ひと そうだん
まわりの人に相談しにくいときには、
そうだん でん わ り よう
相談電話を利用しましょう。

【保護者の皆様へ】

※いじめ、不登校、体罰など学校生活に関する悩みについて、子どもや保護者からの相談を受け付けています。夜間・休日を含めて24時間受け付けています。

※相談内容などプライバシーは厳守いたしますので、安心してご相談ください。

「長野県 **いじめ** 防止対策推進条例」ができました。



長野県から **いじめ** をなくすための、条例（きまり）をつくりました。
子どもから大人まで、県民みなでいじめ防止に取り組むための、長野県
のきまりです。条例を読んで、いじめをなくすための学習をしましょう。

1 条例を読み深めてみよう！（条例のいくつかを読んでみよう）

条例の目的（第1条）

- ・いじめは、子ども（児童）たちの人権（幸せになる権利）を傷つけます。
- ・心や体を傷つけ、成長に害を与えます。命が危険になることもあります。

いじめとは？（第2条）

- ・いじめとは、友だちの心や体を傷つけることです。
- ・インターネットを使ってすることもいじめです。
- ・いじめられた子は、心や体がとても苦しくなります。



長野県PRキャラクター
「アルクマ」
©長野県アルクマ

条例の理念（目指す姿）（第3条）

- ・みんなが安心して勉強などに取り組み、学校の中でも外でも落ち着いて過ごせるようにします。
- ・みんながいじめをせず、また、いじめられている子を助けてあげられる行動をします。

いじめの禁止（第4条）

- ・どんな理由があっても、いじめを行ってははいけません。

いじめをなくすために学校の先生がすること（第7条）

- ・先生たちが協力して、学校からいじめをなくします。
- ・いじめがあったら、いじめをやめさせ、いじめられている子どもを守ります。

おうちの人がすること（第8条）

- ・自分を大切に思う気持ちや、人を思いやる心を教えます。
- ・子どもがいじめられたときは、子どもをいじめから守ります。

相談体制を充実させます（第12条）

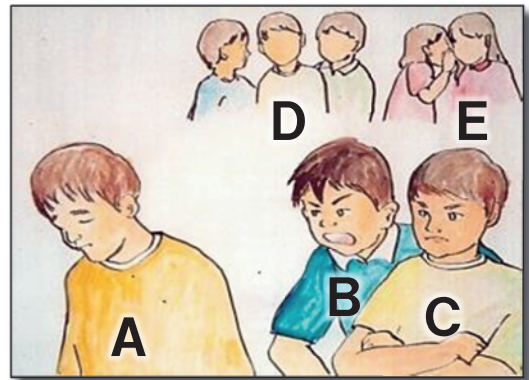
- ・困ったとき、子どもやおうちの人安心して相談できるようにします。



2 「いじめ」とはどのようなことか考えてみよう！



Aさんは「いじめ」を受けています。
Bさん～Eさんの立場のうち、「いじめ」
だと思ふことを、それぞれあげてみよう。



- ・ 友だちとの話し合いから…
- ・ いじめに対して、あなたが「できること」は何でしょう。

3 困ったときに「相談できそうな人」の名前を書いてみよう！

<u>友だち</u>	<u>家族</u>
<u>学校の先生</u>	<u>そのほかの人</u>



長野県PRキャラクター
「アルクマ」
©長野県アルクマ

4 いじめがあったとき、**安心して相談できる窓口**があります。

学校生活相談センター（相談電話）

電話番号 **0570-0-78310** (24時間受付)

メールアドレス gakko-sodan@pref.nagano.lg.jp

まわりの人に相談しにくいときには、
相談電話を利用しましょう。

【保護者の皆様へ】

※いじめ、不登校、体罰など学校生活に関する悩みについて、子どもや保護者からの相談を受け付けています。夜間・休日を含めて24時間受け付けています。
※相談内容などプライバシーは厳守いたしますので、安心してご相談ください。

知っていますか？ いじめ防止の条例！

長野県は、子どものいじめをなくしていくために「長野県いじめ防止対策推進条例」をつくりました。長野県民みんなでいじめ防止に取り組みましょう。

長野県いじめ防止対策推進条例（概要）

条例の目的（第1条）

- ・いじめは、人の心や体を傷つけ、人権を侵害する行為です。
- ・命が危険になることもあります。
- ・この条例は、そのようないじめを防止するためにつくられました。

いじめとは？（第2条）

- ・いじめとは、相手が心身の苦痛を感じる行為のことです。
- ・インターネットを使った行為もいじめです。

条例の理念（目指す姿）（第3条）

- ・学校の内でも外でもいじめをしません。
- ・いじめを発見したら放置しません。
- ・いじめをなくすために生徒自ら行動します。

県民「みんな」が協力して
「いじめ」をなくします！



長野県PRキャラクター
「アルクマ」
©長野県アルクマ

いじめの禁止！（第4条）

- ・どんな理由があっても、いじめを行ってははいけません。

学校と教職員が取り組むこと（第7条）

- ・学校全体でいじめの未然防止や早期発見に取り組みます。
- ・いじめが確認されたときには、いじめをやめさせ、再発を防止します。

保護者が取り組むこと（第8条）

- ・自分を大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育みます。
- ・子どもがいじめを受けたときには、子どもをいじめから守ります。

相談体制を充実させます（第12条）

- ・県は、子どもや保護者が安心して相談できる体制を整備します。

ネットいじめへの対応（第13条）

- ・学校、保護者、地域が一体となって「情報モラル教育」を推進します。

いじめをなくすために、自分たちにも「できそうなこと」について意見交換しましょう。

条例の全文は、長野県教育委員会ホームページ（生徒指導）にあります。

QRコード→

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/shido/documents/ijimejyorei.pdf>



学校生活相談センター（電話相談・メール相談）

- ・いじめ、不登校、体罰など学校生活に関する悩みについて、子どもや保護者の方からの相談を受け付けています。
- ・相談内容などプライバシーは厳守いたしますので、安心してご相談ください。

電話番号 **0570-0-78310**（24時間受付）

メールアドレス gakko-sodan@pref.nagano.lg.jp

QRコード→



「ネットいじめ」を発見！あなたならどうする？

インターネットでの会話の多くは、文字を中心にしたコミュニケーションです。相手の顔を見ながら行う会話と違い、文字を中心にしたコミュニケーションでは、「表情」や「声の調子」などを表現することが難しく、「気持ち」を正確に伝えることができません。

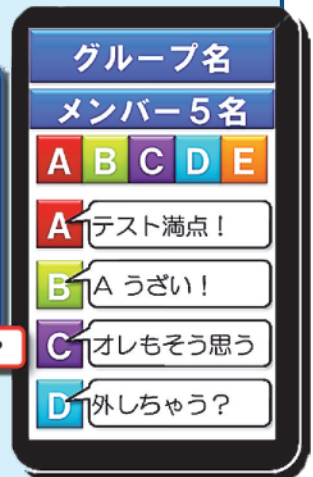
【演習】右のイラストは、ABCDEの5人でグループチャットをしている様子です。
ある日、こんなトラブルが発生しました。

Aさん…テストで満点をとったAさんは、「テスト満点」と書き込みました。

Bさん…Aさんの書き込みを見て、「A うざい！」と書き込みました。

Cさん…「オレもそう思う」とBさんに同調する書き込みをしました。

Dさん…「外しちゃう？」と、グループチャットからAさんを仲間外しにする提案を書き込みました。



さて、あなたはEさんです。このトラブルを**解決するために**どうしますか？まず、あなたが一人で考えてみましょう。その後、となりの人と相談してみましょう。

あなたが一人で考えた意見

友人と相談して考えた意見

あなたの「気持ち」は、きちんと伝わっていますか？（演習の解説）

悪口を書き始めたBさん、Bさんに同調したCさん、仲間外しを提案したDさん、それぞれに悪いところがあります。でも、もしかすると、Bさんは仲良しのAさんに親しみを込めて、軽い気持ちで「A うざい！」と書き込みをしたのかもしれない。文字を中心にしたコミュニケーションでは、「冗談なのか？」「本気なのか？」「怒っているのか？」「笑っているのか？」などの感情が、相手に伝わりにくいことがあります。ネットでの会話は、普段の会話以上に「相手はその文章を読んでどのように感じるか」を意識しましょう。当然ですが、**ネットへの悪口の書き込みは絶対にダメ**です。

「困ったとき」「悩んだとき」誰に相談する？

ネットの外で解決！
信頼できる大人に相談！

ネットでコミュニケーショントラブルが発生したとき、多くの方はネットに「さら書き込み」ことで解決しようとします。しかし、さら書き込みをした結果、「事態がより悪い方向に進んでしまう」ことがあります。トラブルが発生したら、**ひとりで悩まず、ネットの外で信頼できる大人（先生、保護者）に相談**しましょう。



長野県PRキャラクター
「アルクマ」
©長野県アルクマ

でも、まわりの大人には相談しにくいこともあります。
そんなときには、**相談電話**（1ページ）を利用しましょう。

「学校生活相談センター」子ども専用無料相談電話（6月期）について

心の支援課

1 趣 旨

「学校生活相談センター」では、学校生活における子どもの悩みを聞き、相談に応じるため、年間3回（6月、9月及び1月）、子ども専用の無料相談電話を開設している。

6月については、1学期が中盤を迎え、子どもたちが新しい環境に慣れる反面、人間関係にも変化が生じることから、子ども本人が抱える悩み相談に応じやすい環境を整えるため、以下のとおり子ども専用の無料相談電話を開設する。

2 子ども専用無料相談電話の概要

○開設日時 平成27年6月8日(月)～6月26日(金)
午前8:30～午後6:00 *土日も含む

○電話番号  0800-800-7832  なやみに電話

学校生活全般において悩んでいる子どもの声を、臨床心理士等の相談員が丁寧に受け付けます。

*いじめ、友だち関係、進路、クラスや部活動の悩みなど

上記の期間や時間帯以外の子どもからの相談や、保護者等からの相談は、以下のとおり「学校生活相談センター」で受け付けています。

【学校生活相談センター】 24時間体制で相談を受け付けています。

○電話番号 0570-0-78310
○電子メール gakko-sodan@pref.nagano.lg.jp
○FAX番号 026-235-7484

3 周知方法

「子ども専用無料相談電話」のチラシを学校にメール配布し、すでに配布してある「学校生活相談センター」のチラシと合わせて学級内に掲示するなど依頼し、子どもたちへの周知を図る。

なや

そうだん

悩みがあったら相談してね。



長野県PRキャラクター
「アルクマ」
©長野県アルクマ

がっこうせいかつそうだん
学校生活相談センター

なやみにでんわ

0800-800-7832 ☎

こ せんよう かね
子ども専用だよ(お金はかかりません。)

がつ か げつ がつ にち きん
6月8日(月)~6月26日(金) 土日(ど)もやっています。

ごぜん じ ぶん ごご じ
午前8時 30 分から午後6時まで

じかん
24時間
でんわ
電話
できます

がっこう
**学校でのなやみ、
きかせてください**



長野県PRキャラクター
「アルクマ」
©長野県アルクマ

やめてって、
言えない。

学校に、
行きたくないな…



友だちと、
うまくいかなくて…

平成二十六年 長野県教育委員会
人権意識の高揚を目指すポスター
「いじめ防止啓発賞」山岸大地さん
(須坂市立墨坂中学校)

ながのけんぎょういくいんかい
長野県教育委員会

がっこう せい かつ そう だん
学校生活相談センター



でん わ 電話 **0570-0-78310** なやみ いおう

(24時間いじめ相談ダイヤル ~いじめ・いのち・学校生活の悩み~)

メールはこちらへ gakko-sodan@pref.nagano.lg.jp

(お返事を差し上げるまでに、散日かかることもあります。お急ぎの場合は電話相談窓口をご利用ください。)